

# 幼児教育・保育の無償化について

## 制度概要

子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始されました。

幼児期の教育及び保育の重要性や、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る少子化対策の観点から、3歳児クラス～5歳児クラスの子ども及び市町村  
民税非課税世帯の0歳児クラス～2歳児クラスの子どもが対象となります。

<a href="#">【 幼児教育・保育無償化パンフレット 】</a>	(1) 一般向け（制度全般）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2 ページ
	(2) 認可保育所・施設型給付幼稚園・認定こども園利用者向け・・・3～4 ページ
	(3) 私学助成幼稚園利用者向け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
	(4) 認可外保育施設向け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ

※パンフレットをご覧くださいにあたり、

- ・必要手続きの詳細等が変更になっている場合もありますので、必ず次ページ以降もご確認ください。
- ・「無償化専用ダイヤル 098-945-6666（子育て支援課）」は廃止しています。「098-945-6520（子育て支援課）」までお問い合わせください。

## 認定申請手続き

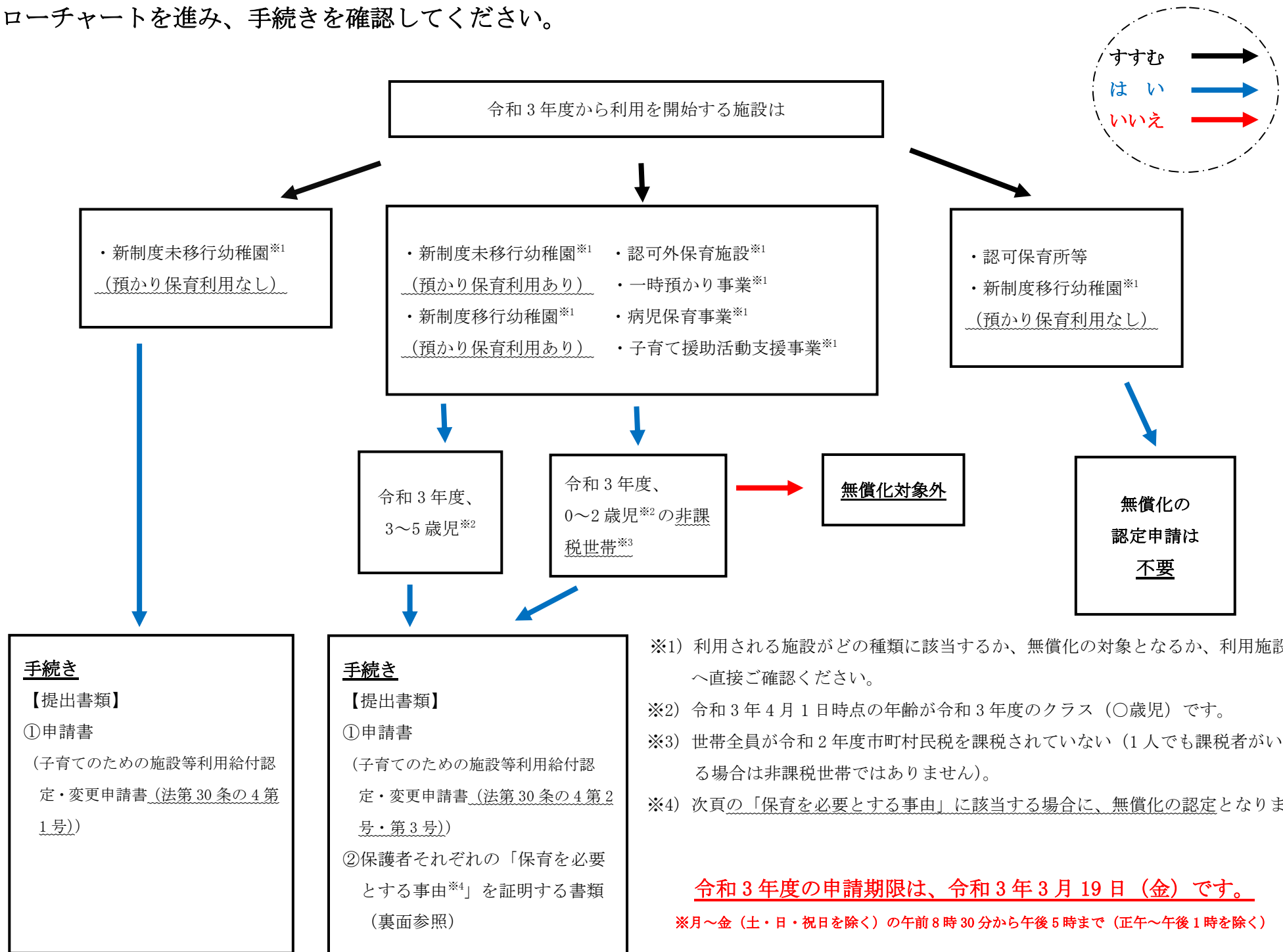
幼児教育・保育の無償化を受けるためには、認定申請（施設等利用給付認定）が必要です。次ページ以降をご確認ください。

## 給付方法（認定を受けた後）

利用される施設の種別やサービス内容により給付方法が異なります。詳しくは認定通知をご確認ください（手続き完了後、審査次第随時発送します）。

- ・現物給付（法定代理受領）：月額上限額の範囲内で、施設への利用料支払いが不要になります（ご本人に代わり、施設が給付を受けます）。
- ・償還払い：施設に利用料を支払い、領収証等（子育て支援課への償還払い請求手続き必要書類）をもらいます。それらを持参し子育て支援課で手続き後、決まった期日に償還（月額上限額の範囲内）となります。

フローチャートを進み、手続きを確認してください。



保育を必要とする事由	保護者の状況	必要書類（証明書類）
① 就労	週3日以上かつ1日4時間以上から対象（月48時間以上）。 ※自営業・農水産業・内職を含みます。	・勤務の方：勤務証明書（同封様式） ・自営業等の方：自営業・農水産業・内職申立書（同封様式） （その添付資料も確認してください）
② 妊娠・出産	出産予定月前2ヶ月または出産月後3ヶ月にある場合のみ。 ※継続利用（認定）を希望の場合は、期間満了日の前日までに他の事由の証明書類の提出が必要です。	親子（母子）健康手帳の写し ※表紙および分娩予定日が記載されているページ
③ 疾病・障がい	病気または障がいがあり、児童を十分に保育することができない。 ※状態が変わり該当しなくなる場合は、他の事由の証明書類が必要です。	診断書【保護者用】 ※指定様式があります。子育て支援課へお問い合わせください。 ※障害者手帳をお持ちの方は、その写しも提出してください。
④ 看護・介護	同居の親族（長期間入院している親族を含む）を常時介護または看護していること。 ※状態が変わり該当しなくなる場合は、他の事由の証明書類が必要です。	診断書【看護・介護証明用】 ※指定様式があります。子育て支援課へお問い合わせください。 ※看護・介護対象者が障害者手帳や特別児童扶養手当証書をお持ちの場合は、その写しも提出してください。
⑤ 災害復旧	震災・風水害・地震等でその家屋を消失または破損し、復旧が必要。	罹災証明書
⑥ 求職活動	求職中または就労予定（起業準備を含む）。 ※最大90日（年度内1回限り）。 ※継続利用（認定）を希望の場合は、期間満了日の前日までに他の事由の証明書類の提出が必要です。	就労誓約書 ※指定様式があります。子育て支援課へお問い合わせください。
⑦ 就学等	大学・専門学校・職業訓練校に通い、日中カリキュラムがあるため児童の保育をすることができない。 ※要件（一日当たり、月当たり時間等）は「①就労」に準じます。 ※自動車学校・短時間の習い事・塾等は除きます。	在学証明書およびカリキュラム（時間割等）
⑧ 虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること。	子育て支援課へお問い合わせください。
⑨ 育児休業	育児休業をする場合で、育児休業に係る子ども以外のきょうだい児について保育所等を利用しており、引き続き利用することが必要であると認められること（育児休業に係る子どもが1歳半になる月の末日まで）。	勤務証明書（同封様式） ※育児休業期間、復職年月日も忘れずに記入
⑩ その他	①～⑨に類する状態として、与那原町が認める場合	子育て支援課へお問い合わせください。

